

宇部市成年後見制度利用促進基本計画(素案)パブリックコメントの実施結果について

1 実施概要

(1)意見募集期間:令和3年1月18日(月曜日)から令和3年2月7日(日曜日)まで

(2)意見提出者 : 6人2団体

(3)意見件数 : 53件

2 プラン案に関するご意見と対応(53件)

項目	件数	対応区分			
		①意見を踏まえて反映するもの	②意見の趣旨や内容について既に記載済みのもの	③実施に向け検討、実施の際に参考とするもの	④その他
計画全般について	18		3	1	14
はじめに 成年後見制度って何？	1	1			
第1章 宇部市成年後見制度利用促進基本計画について	4	4			
第2章 成年後見制度利用に関する宇部市の現状と課題	10	4	2	3	1
第3章 成年後見制度の利用促進に向けた宇部市の取組と今後の課題					
第1節 宇部市におけるこれまでの取組	1				1
第2節 本計画に基づく今後の取組について					
1 利用促進に向けた基本的な視点	3	1	1	1	
2 重点目標	-				
3 具体的な取組					
(1) 相談窓口の体制強化	2			2	
(2) 利用者がメリットを実感できる制度の運用	10		1	9	
(3) 地域連携ネットワークの構築	4	2	1	1	
4 取組の工程	-				
合計	53	12	8	17	16

◇ プラン案に関するご意見と対応

番号	ページ	意見の概要	意見に対する市の対応	区分
計画全般について				
1	—	必要なことではあるが、読んだだけではわかりにくいので事例等を入れて、わかりやすくしてほしい。	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。	4
2	—	かなりの計画内容ですごいと思った。	今後も引き続き、御協力よろしく申し上げます。	4
3	—	補助、保佐、後見の種類の違いが理解しづらい。区分が多いので本人ではわかりにくい。	2ページに成年後見制度の種類について図示しています。	4
4	—	(制度自体が)とにかく難しい。	本計画の実施の際には、市民の皆様へのわかりやすい周知に努めます。	4
5	—	簡単ではない、年齢制限がある、無料ではないと聞いて不安。	成年後見制度の難しさについては、市民の皆様から同様のご意見をうかがっています。制度を利用することで、成年後見人等に対する報酬が発生しますが、報酬の支払いが困難な方に対しては、報酬助成制度があります。 なお、成年後見制度には年齢制限はありません。 本計画の実施の際には、市民の皆様へのわかりやすい周知に努めます。	4
6	—	もっと簡単にわかるようにしてほしい。(勉強会に参加したが役立っていない。)	本計画の実施の際には、市民の皆様へのわかりやすい周知に努めます。	4
7	—	とにかく難しい制度なので、もっと身近に感じられるように、工夫が必要である。	本計画の実施の際には、市民の皆様へのわかりやすい周知に努めます。	4
8	—	わかりやすい学習会にするべく、社会福祉士、弁護士や市役所職員を講師に様々な角度からの学習会を実施し、毎回40名程度の参加があったが、「難しい。何度聞いてもピンとこない。しかし、用語は覚えた。」という認識。	本計画の実施の際には、市民の皆様へのわかりやすい周知に努めます。	4
9	—	障害者の家族は毎日が大変で、学習会に参加しにくい現状がある。しかし、成年後見制度に関心のある方は多く、学習会に関するアンケートでは、必ず上位に入る。	本計画の実施の際には、市民の皆様へのわかりやすい周知に努めます。	4
10	—	今年度は、新型コロナウイルスの影響で学習会は全て中止だったが、来年度も成年後見制度の学習会は開きたい。	市民の皆様への制度の周知については、出前講座がありますので、積極的に、御利用ください。今後も引き続き、御協力よろしく申し上げます。	4

◇ プラン案に関するご意見と対応

番号	ページ	意見の概要	意見に対する市の対応	区分
11	—	申立てをすると後には戻れないため、なるべく後回しにしたい。	本計画の実施の際には、制度を利用される方にメリットを実感していただけるよう、取り組みます。	4
12	—	相談に行き、担当者に相談、支援をしてもらえるのであれば、高齢者も安心して依頼できる。	成年後見制度の利用促進のため、本計画では、「相談窓口の体制強化」、「利用者がメリットを実感できる制度の運用」に重点的に取り組むこととしています。	4
13	—	郵便局では代理人でお金が下せるので、代理人ではだめなのか。	成年後見人等の仕事として、財産管理に関するだけでなく、身の回りに関することがあります。	4
14	—	証券会社は協議書を送付してくれるし、身内の印をもらえばよいと言われている。	成年後見人等の仕事として、財産管理に関するだけでなく、身の回りに関することがあります。	4
15	—	今の時代、人間関係が希薄になっているので現状に合っていない。	成年後見人等の受任者には親族だけでなく、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職、宇部市社会福祉協議会が受任する法人後見があります。人間関係が希薄になりつつある中で、成年後見制度は超高齢社会の備えになると考えています。	2
16	—	現状では周囲に依頼する人がいない。	本市が目指す「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちづくり」に向け、市民の皆さんに安心して地域で生活していただけるように地域の関係機関が連携して地域で支え合う仕組み「地域連携ネットワーク」の構築を推進します。	2
17	—	自分の身の回りでは、後見人の選定が難しい。	成年後見人等の選任については、将来的に「地域連携ネットワーク協議会」の役割として位置付けています。	2
18	—	費用がかかりすぎる。	報酬助成制度について、さらなる周知に取り組みます。	3
はじめに 成年後見制度って何？				
19	1	成年後見制度でできる(支援内容、財産管理)の範囲を(日常生活自立支援事業と比較して)明示してほしい。	成年後見制度と日常生活自立支援事業の違いについて追記します。	1
第1章 宇部市成年後見制度利用促進基本計画について				
20	8	(1)宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会の項に設置日の記載があると良い。	8ページ「(1)宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会」に設置日を追記します。	1

◇ プラン案に関するご意見と対応

番号	ページ	意見の概要	意見に対する市の対応	区分
21	9	第5節にある中核に機関の位置付けを図で示すとわかりやすい。	第5節に中核機関の位置づけを追記します。	1
22	9	4行目「宇部市成年後見センターが～マネジメントする司令塔的な機能を担い～」とありますが、マネジメントは調整役なので司令塔的な機能ではないように思う。	第5節2行目以降を修正します。	1
23	9	1年ごとに成果等報告書が欲しい。	進捗状況については、市のホームページ等で報告することとしています。	1
第2章 成年後見制度利用に関する宇部市の現状と課題				
24	11	宇部市の計画なので、宇部市の人口推移の図が良い。	11ページの図1-1は本市の人口推移について示したものです。	2
25	11	単身世帯の増加もこの制度が求められる背景としてあるので、グラフで示してはどうか。	高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の推移を追記します。	1
26	14	(4)日常生活自立支援事業の後に「悪徳商法(宇部市消費者センター?)の件数」も示されるとP3の3の説明につながる。	「(4)日常生活自立支援事業」の後に「(5)消費者被害の状況」を追加します。	1
27	15	当事業所においても昨年、市役所職員から保護者の方に成年後見制度について説明。多くの保護者が興味や関心を持たれているが、実際に申立て手続きに入られる方は居らず、進展がない。保護者も将来的な不安はありつつも、今ではないという判断をされる方が多い。	本計画の実施の際には、市民の皆様へのわかりやすい周知に努めます。引き続き、ご協力をお願いします。	4
28	15	保護者の判断能力が低下し、適切なサービスへの移行ができない事例も多くなっているため、任意後見制度の推奨をお願いしたい。	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。	3
29	15	本人と親のみのご家庭も多い状況だが、保護者に何かあった場合に他の親族の協力が得られない事例も多くなっている。親族申立てが困難な場合、市長申立ての積極的活用をお願いしたい。	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。	3

◇ プラン案に関するご意見と対応

番号	ページ	意見の概要	意見に対する市の対応	区分
30	18	(1)意識調査の各調査の調査方法が「郵送による」となっているが「郵送法による無記名自記式質問紙調査」としてはどうか。また、調査内容に調査項目数を入れてほしい。	(1)意識調査の「①市民意識調査」と「②施設・事業所相談員意識調査」の調査方法と調査内容の記述を修正しました。	1
31	21	申立ての際の費用の助成、もしくは貸付の制度を作してほしい。申立て書類作成を依頼した場合の費用や鑑定費用について、障害のある方は収入の少ない人が多く、費用面のためらう人がいるため。	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。	3
32	22	4行目「～当事者、支援者、専門職、他自治体の職員84人～」とあるが、他の自治体職員ということか。「等」の意味であれば「他」は削除した方が混乱しないと思う。	「他自治体」を「近隣自治体」に修正します。	1
33	28	今後、地域包括支援センターを一次相談窓口としていくのであれば、現在、当センターで成年後見制度を含む財産管理の相談をどのくらい受けているのか知りたい。統計等あれば入れてほしい。	宇部市成年後見センターの相談内容とその件数については、32ページ「(3)宇部市成年後見センターの活動状況」の「②相談内容」に記載しています。	2
第3章 成年後見制度の利用促進に向けた宇部市の取組と今後の課題				
第1節 宇部市におけるこれまでの取組				
34	30	中核機関が3～5年後に民間委託となった時、地域包括支援センターとして担う役割がどのようなものになっていくのかが具体的に知りたい。	中核機関である宇部市成年後見センターの運営方法については、現在のところ、市としての方針を決定したものではありませんが、宇部市成年後見センターの一次相談窓口としての地域包括支援センターが担う役割については、本計画でお示ししたとおりです。	4
第2節 本計画に基づく今後の取組について				
1 利用促進に向けた基本的な視点				
35	31	後見人が財産管理偏重から脱却し、身上監護をもっと深く考えるためには、本人に適した後見人選任を考えるべき。そのためには、本人と後見人候補者のマッチングを図るための検討機関として、関係機関のメンバーで構成する協議会を設置して、適任者を推薦する必要がある。	ご提案いただいた組織は「地域連携ネットワーク」の機能の一つと考えています。「地域連携ネットワーク」の取組については、38ページ以降の「(3)地域連携ネットワークの構築」に記載しています。	2

◇ プラン案に関するご意見と対応

番号	ページ	意見の概要	意見に対する市の対応	区分
36	31	後見人候補者の推薦機能が確立されたならば、その後の後見人支援機能も充実する。これらの機能確立のため、模擬協議会実施を検討してほしい。	地域連携ネットワークの取組について、今後の参考にさせていただきます。	3
37	34	高齢化率が7%を超える社会「高齢化社会」、14%を超える社会「高齢社会」、21%を超える社会「超高齢社会」とWHOで定義付けされている。すでに宇部市は「超高齢社会」なので「～に備え」ではないと思う。	34ページの「(1)高齢化社会への備えとしての意味」はタイトルと内容の修正を行います。	1
3 具体的な取組				
(1) 相談窓口の体制強化				
38	35	地域包括支援センター等、一次相談窓口の機能強化とある。(とても幅は広がるが...) 成年後見制度については、地域福祉指導監査課に教えてもらっている。事例を重ねていきながら情報共有を行いたい。	本計画の実施の際には、地域包括支援センター等に対する研修方法など、現場の職員の方々のご意見を参考に進めさせていただきます。引き続き、ご協力をお願いします。	3
39	35	地域包括支援センター等、一次相談窓口の研修について、制度内容も必要と考えるが、弁護士、司法書士からの現場の話を伺ってみたい。	本計画の実施の際には、地域包括支援センター等に対する研修方法など、現場の職員の方々のご意見を参考に進めさせていただきます。引き続き、ご協力をお願いします。	3
(2) 利用者がメリットを実感できる制度の運用				
40	36	具体的な取組としての提案 ①本人への周知だけでなく、家族(子ども)への周知も必要と思うので、デジタルによる啓発などもいれてはどうか。	成年後見制度等の周知については、家族への周知も重要と考えます。紙媒体だけではなく、アクセスしやすいホームページ等の広報媒体も活用していきます。	3
41	36	「成年後見制度利用促進サポーター養成講座」を開いて、各団体の役員クラスの方等に専門家と家族の間を取り持つ存在になってもらってはどうか。身近にサポーターがいることで、制度への関心が高まり、成年後見センターの周知につながるのでは。	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。	3

◇ プラン案に関するご意見と対応

番号	ページ	意見の概要	意見に対する市の対応	区分
42	36	障害者子どもがいるご家族は将来に大きな不安を持っている。しかし、成年後見制度を利用することで、「こんなに安心ですよ！」という事例を見たことがない。より身近に制度を感じるために、パンフレット等にそういったケース(具体的な事例)をぜひ掲載してほしい。	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。	3
43	36	申立て費用のうち、弁護士・司法書士に対する書類作成費用は申立人の負担となり、親族申立ての場合、不合理に思う申立人も多い。親族に対する申立援助を行うとともに、本人の資産状況を勘案し、弁護士・司法書士に依頼した書類作成費用を本人負担とする旨の書面を交付するなどの措置を検討できないか。	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。	3
44	36	親族が後見人に期待する役割は本人に対する身上監護。これにより業務が増えることで報酬が増額されるとの懸念もある。市民や関係者に対する後見人報酬の説明について成年後見センターと裁判所で会議をしてはどうか。	報酬助成制度について、さらなる周知に取り組みます。	3
45	36	後見人報酬助成について、さらに周知をはかるべき。	いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。	3
46	37	「指標: アンケート調査の回答数」は適切ではないと思う。せめて「相談者アンケート調査での満足度の項目において8割以上の評価を得る」ではないか。	取組③は、地域の現状やニーズ把握を目的としています。出来る限り多くの回答をいただき、ニーズ把握に努めていきたいと考えています。	3
47	38	「出張相談会実施」とあるが地域包括支援センターと一緒に取り組むのか。	宇部市成年後見センターの職員と地域包括支援センターの職員と一緒に取り組むことを想定しています。	2
48	38	最近、認知症の方が増えており、認知症が周囲に知れたら(近所の方が)金銭を借りるという事例も多々ある。財産管理がもう少し早ければ・・・と思うこともしばしばある。	本計画の実施の際には、制度の利用促進につながるように市民の皆様へのわかりやすい周知に努めます。	3
49	38	判断能力があるうちに成年後見制度について市民に啓発することはとても良いと考える。地域包括支援センターで受ける相談は多種多様であり、成年後見制度もスーパーバイザーに相談しつつ行えると安心できる。	本計画の実施の際には、地域包括支援センター等に対する支援方法など、現場の職員の方々のご意見を参考に進めさせていただきます。	3

◇ プラン案に関するご意見と対応

番号	ページ	意見の概要	意見に対する市の対応	区分
(3) 地域連携ネットワークの構築				
51	38	具体的な取組としての提案 ②医療との連携において、退院支援の中で認知力低下により手続きにサポートが必要な方の相談も受けておられる。病院の医療ソーシャルワーカーや地域連携室とのネットワーク作りも加えてほしい。	地域連携ネットワークの構成メンバーには、ご提案いただいた医療ソーシャルワーカーや地域連携室も含まれると考えています。	2
51	38	地域連携ネットワークの定義では「地域で支えあう仕組み」となっているで「設置」は適切ではないと思う。	38ページの「目標 地域連携ネットワークの設置」の記載内容について、修正します。	1
52	38	成年後見制度利用促進協議会(地域ネットワーク)とあるが、「地域連携ネットワーク」と混同しやすいので、略称をかえた方が良くと思う。	38ページの「目標 地域連携ネットワークの設置」の記載内容について、修正します。	1
53	38	市民が共通認識を持つ上で言葉の定義は概念形成で非常に重要なため十分協議が必要であると思う。	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。	3